

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

平成30年6月ノ8日

津市農業委員会会長 様

譲受人 氏 名 株式会社 ADI
代表取締役 安田 克志

譲渡人 氏 名 横山 幸一

行政
常保
印

30.6.18

下記によつて転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項の規定によつて許可を申請します。

当事者の別	当事者別 氏名	住 所	職 業
1 当事者の氏名 住所及び専業	株式会社 ADI 代表取締役 安田克志	鈴鹿市桜島町三丁目11番地の2	不動産業
譲渡人（貸人）	横山 幸一	津市芸濃町椋本2702番地	農業
2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収穫高及び耕作者の氏名等	土地の所在 馬 地番 登記簿 現況	地 目 登記簿 現況	面積 (m ²) 10 a 当たり 普通収穫高
津市芸濃町椋本字小場左場 以下余白	6250-1 煙	荒畠	1697 荒畠 —
計 1697 m ² (田 m ² 、畑 1697 m ² • 牧草放牧地 m ²)			
3 転用計画	(1) 転用の目的 建壳分譲用地として	(2) 権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細 建壳分譲用地として利用するため	
(3) 事業の操業 期間又は施設	許可日から 永年		
4 権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類 所有権 設定 移転	権利の設定・移転の時期 許可あり次第	権利の存続期間 永年
(4) 転用の時期 及び転用の目的に係る事業 又は施設の概要	工事計画 名称 棟数 建築面積 所要面積 名称 棟数 建築面積 所要面積 棟数 (建ぺい率) m ²	第1期(着工 ^{予定} 年8月20日から ^{予定} 年11月30日まで) 第2期(着工 年月日から 年月日まで)	合 計 1697 m ²
土地造成 建築物 小計 工作物 小計 計	6 459.65 m ²		6 459.65 m ²
5 資金調達についての計画	事業費 土地造成費 土地取得費 建築費 計	調達方法 自己資金 2150 万円 借入金 2500 万円 計 4650 万円	
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	隣地説明について 土地造成について 土砂の流出について 日照・通風等について 用水について 雨水処理について 汚水等処理について その他	隣接地権者様、地元役員様には説明済みです。 盛土 約10~50cm 周囲にはCBを設置して、土砂の流出を防ぎます。また、工事に伴う周辺農地への被害はありません。 影響ありません。 公共上水道を引き込みます。 新設道路側溝へ接続し、南側既設側溝へ放流します。(地元組長に説明済み) 合併処理浄化槽にて処理し、新設道路側溝へ接続します。(地元組に説明済み) 万一周辺農地等へ被害を及ぼしたときは、当方で責任を持つて解決します。	
7 その他参考となるべき事項	都市計画法第29条 許可見込み		

(記載要領)

(1) 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。

(2) 謙渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「謙受人何某」及び「謙渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。

(3) 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載してください。

(4) 「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載してください。

(5) 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。

(6) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

(7) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、その旨及び同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画施行令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

行政書士 田中常保
TEL 059-383-0987
FAX 059-383-0023行政
常保
印

文書印
長之印

津市農委指令第津 - 5許 - 140号
平成30年 7月18日

津市農業委員会会長

守山 孝

文書印
長之印

別紙申請は、次の条件をつけて許可します。

条件

- 1 申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）にしたがってその事業の用に供すること。
- 2 転用目的が達成されるまでの間、本件許可の日から3か月及びその後1年ごとに工事及び転用の進捗状況を報告すること。又、転用目的が達成されたときは、遅滞なくその旨を報告すること。

注意事項

申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）にしたがってその事業の用に供しないときは農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、もしくは、相当の期間を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に津市農業委員会に審査請求書（同法19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財團である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処

分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会（東京都千代田区霞ヶ関3丁目1番1号中央合同庁舎4号館）に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）を正本及び津市農業委員会と

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津市を被告として（訴訟において津市を代表する者は津市農業委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

にいへ、上記の期間が過ぎ、お前に、この処分（審査請求をしての審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算し、1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

よる、正当事由が認められることには、工記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。